



平成29年5月15日

各 位

会社名 日本精機株式会社
代表者 代表取締役社長 社長執行役員
高田 博 俊
(コード番号7287 東証第2部)
問合せ先 事業管理本部管理統括部法務部
シニアマネジャー 五十嵐 孝之
T E L (0258)24-3311

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年5月15日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」について平成29年6月28日開催予定の第72回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

現行定款第2条(目的)につきまして、当社及び子会社の事業の現状に即し事業内容の明確化を図るとともに、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律(平成27年法律第73号)」が平成27年9月30日に施行され、特定労働者派遣事業と一般労働者派遣事業の区別が廃止されたことに伴い、現行定款第2条(目的)の一部を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 (目 的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 (1) 自動車、農業機械、船舶、産業用機械等の計器類、電装品、時計および同部品の製造、販売 (2) 電気、電子機器および同部品の製造、販売	第1章 総 則 (目 的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 (1) (現行どおり) (2) (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(3) 計器類、電子機器の組立機械、検査装置の製造、販売	(3) (現行どおり)
(4) 計器類等の金型、治工具の製造、販売	(4) (現行どおり)
(5) センサーおよびセンサーシステムの製造、販売	(5) (現行どおり)
(新 設)	<u>(6) 自動車販売事業</u>
<u>(6) カルチャーセンターの経営</u>	<u>(7) カルチャーセンターの経営</u>
<u>(7) 不動産の賃貸</u>	<u>(8) 不動産の賃貸</u>
<u>(8) 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業および特定労働者派遣事業</u>	<u>(9) 労働者派遣事業</u>
<u>(9) 前各号に付帯または関連する一切の事業</u>	<u>(10) 前各号に付帯または関連する一切の事業</u>

3. 今後の日程

定時株主総会開催予定日 平成29年6月28日
定款変更の効力発生日 平成29年6月28日

以 上